

【春の学生おちばがえり】

学
生
会

愛媛教区報



【満開のしだれ桜の前で記念撮影】

発行所 〒790-0852
天理教愛媛教務支庁
松山市石手5丁目8-27
TEL 089-921-7372
FAX 089-932-3521

春の学生おちばがえりに、現地での参加者を合わせて学生18名、担当者6名で参加させていただいた。
1日目は身内や知り合いが全く居らず不安で一杯でした。しかし、教区TIMEで様々な遊びをするうちに一気に皆との距離を縮めることができました。また、前夜祭でも仲間良くなった仲間とともに多くの出店を回り楽しむことができました。2日目には春学での式典で真柱様からのお話がありました。僕は、大学になってから天理教の様々な行事に参加し始めたため、まだ天理教のことで分からないことも多くありました。けれど、多くの方々の話を聞いているうちに親神様、教祖はもろろん、春学のような行事を支えてくれた方々や先生方、また、日頃の生活でお世話になっている人々に対しての感謝を忘れていたように感じました。当たり前前を当たり前と思わず、3日間で学んだことを少しでも日常生活に活かして生きたいと思えます。

学生会員 長町 祐二



【式典前に！】



少 年 会

わかぎの集い

3月18日、『わかぎのつどい』を教務支庁にて開催しました。

少年会員12名、育成会員11名、学生担当委員会1名の方に参加していただきました。午前中は教務支庁から道後公園までのゴミ拾い、公園内でのひのきしんをしました。



【勇んで、ひのきしんしました】

その後、教務支庁に戻り、昼食（バーベキュー）の準備を進め、皆で楽しく会食しました。

会食後、学担の先生から春のおおぼがえりの参加、学生会行事の説明と勧誘をしていただきました。

お世話取りをしていただきました各支部の育成の先生方ありがとうございました。

少年会团长 武内末博



文化体育部

松山お城まつり

4月8日、「第51回・松山お城まつり」が開催され、恒例の大名行列に、雅楽隊として9名の楽人有志が参加させていただきました。

当日は花冷えの中でしたが16回目となる今年も、楽しく道楽（みちがく）ができました。ご参加の皆様、応援の皆様、行列を盛り上げていただき、本当にありがとうございました。



【大街道献血ルーム】

住所：愛媛県松山市大街道1丁目4番17
TEL：089-932-0900

○受付時間

※400mL／200mL 献血

10：00～12：30

14：00～17：30

※成分献血

10：00～12：50

14：00～17：00



【西宇和支部】

大街道献血ルーム
呼び込みひのきしん

【青年会創立百周年に向かつて】

リレーエッセイ④

『わたしの日々の陽気ぐらしの実践』

喜多支部青年会委員長

宮永 有希



「おやすみなさい」何気ない挨拶ですが、私にとっては照れくさくて言えない言葉でした。

二年程前でしょうか。青年会長様が寝る前に真柱様の部屋に行き、「おやすみなさい」と挨拶をしてから休まれる。という話を聞き、それを真似して寝る前、母親に「おやすみなさい」と挨拶するように心掛けました。

最初は、軽い気持ちで『日々の陽気ぐらしの実践』のキーワードである『親孝行、夫婦仲良く』を意識してのことだったと思います。

思い返すと、私は親孝行とは程遠い通り方をしてきたように思います。そんな私を心配してくれる母に素直になれず、上手く気持ちを伝えられずにいました。

しかし青年会のうえで、御用を勤めさせていただくことも多くなり、色々な方と出逢い、話を聞かせていただくうちに、毎回ワクワクするような気持ちになってきました。

変わらなければ、今の私のままでは申し訳ないと思えるようになり、母に對しての言葉づかいや態度を改め始めました。

「おやすみなさい」「おはよう」「ありがとう」簡単な言葉ですが、上手く伝えられずにいた私にとって、大きく変えてくれた大切な言葉です。

今では母との会話や笑顔も増え、楽しく食事もできるようになりました。まだまだ頼りない私ですが、親孝行をしつかりと心に治め、青年会創立百周年の波に乗りきり、より一層、親に喜んでいただくことができるようにしたいと思います。

心を動かさせ
世界を拓け

布 教 部

【成人講座開催】喜多支部

3月18日(日)、内子分教会において『ようほく成人講座』を開催し、14名が参加した。合田光映先生(川之江大教会・愛野分教会前会長夫人)が、「ことばづかい」のテーマのもと、ご自分の里親の豊かな経験をもとに、ことばの大切さ、ことばの力について、丁寧に解り易くお話しいただいた。

参加した者の多くが、現在子育て真っ最中にあり、子供は特に言葉がまだ不十分であるが故に、こどもの心の声は、言葉だけに限らず、行動にも注意を配る必要がある。

また、言葉には不思議な力が宿るが、使い方次第で毒にも薬にもなる。だからこそ、言葉づかいは大切なんだというのを、しみじみと学ばせていただいた。皆、明日からのおたすけ活動の上に大きな勇みをいただき、終了した。



天理直行高速バス

5月 添乗担当者 堀端 幸治

090 9778 7462

高速バス専用携帯電話

080 2991 7372

諸 願 書 受 理

〔法人関係諸願書届〕

愛野分教会 (川之江)

▽代表役員変更登記完了届

瀬戸浜分教会 (越知)

▽代表役員変更登記完了届

富盛分教会 (高知)

▽代表役員変更登記完了届

清明分教会 (高知)

▽代表役員代務者就任登記完了届

幾志分教会 (高知)

▽代表役員代務者就任登記完了届

修 理 人 巡 教 予 定

4月〜10月 宇和島支部

一 れ つ 会 寄 付 金 報 告

4月10日現在

宇摩支部	1件	11、300円
新居浜支部	48件	130、000円
道前支部	3件	3、000円
今治支部	9件	12、500円
松山北支部	1件	1、500円
松山南支部	3件	4、000円
松山西支部	4件	19、000円
松山東支部	4件	21、000円
喜多支部	1件	2、000円
西宇和支部	5件	10、000円
東宇和支部	2件	7、000円
宇和島支部	11件	15、000円

教 区 一 れ つ 会 よ り

立教百六十五年十一月よりの各支部に開設いたしております一れつ会寄付金窓口であります。皆様方のご協力を賜り、件数も大幅に増え、感謝致しております。

今後共、個人、教会、団体での尚一層のお心寄せの程、宜しくお願い申し上げます。



Q9 外国滞在歴があると、献血はできないのですか？

輸血を媒介して感染が危惧される疾患(ウイルス感染症など)によるリスクを軽減するため、海外からの帰国日(入国日)当日から4週間以内の方の献血は、ご遠慮いただいております。また、帰国後4週間以内に発熱などの症状があった方は、症状がなくなってから4週間は献血をご遠慮いただいております。血液を介して感染する原虫疾患のマラリアなどが流行している国・地域を旅行された方は帰国後1年間、1年を超える長期の滞在をした方は帰国後3年間、マラリア原虫が血液中に残存している可能性があるため、献血をご遠慮いただいております。ただし、医師が感染の可能性はないと判断した場合であれば、献血が可能となる場合があります(1か月以内の都市滞在などですが、都市・リゾート地であっても、滞在期間に関わらずご遠慮いただく場所もあります)。また、以前、英国を中心に発生した変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)については、輸血による伝播に関して未知の部分が多い一方、牛海綿状脳症(BSE)との関連も強く指摘されていることから、下記に該当される方には安全が確認されるまでの間、献血にご遠慮いただいております。

教 区 こ れ か ら の 予 定

- 5月1日 松山南支部 例会
- 2日 松山東支部 例会
- 4日 松山北支部 例会
- 7日 教区祭
- 12日 教区報編集会議
- 14日 まなびば事前研修
- 20日 女子青年例会
- 22日 伊野婦人会総会
- 23日 教区輸送会議
- 28日 災害隊訓練(〜30日)
- 29日 成人講座講師研修会
- 31日 主事会・常議会
- 全体会議・慰霊祭

- (1) 英国に1980年(昭和55年)から1996年(平成8年)までに通算1か月(31日)以上の滞在歴のある方。
- (2) 英国に1997年(平成9年)から2004年(平成16年)までに通算6か月以上の滞在(居住)歴のある方(通算6か月の計算には(1)の滞在歴も含まれます)。
- (3) アイルランド、イタリア、オランダ、サウジアラビア、スペイン、ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガルに、1980年(昭和55年)から2004年(平成16年)までに通算6か月以上の滞在(居住)歴のある方(通算6か月の計算には(1)(2)(4)の滞在(居住)歴も含まれます)。
- (4) スイスに、1980年(昭和55年)から今日までに通算6か月以上の滞在(居住)歴のある方(通算6か月の計算には(1)(2)(3)の滞在(居住)歴も含まれます)。
- (5) オーストリア、ギリシャ、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ルクセンブルクに、1980年(昭和55年)から2004年(平成16年)までに通算5年以上の滞在(居住)歴のある方(通算5年の計算には(1)(2)(3)(4)(6)の滞在(居住)歴も含まれます)。
- (6) アイスランド、アルバニア、アンドラ、クロアチア、サンマリノ、スロバキア、スロベニア、セルビア(2008年に分離独立した「コソボ」含む)、チェコ、バチカン、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、リヒテンシュタイン、ルーマニアに1980年(昭和55年)から今日までに通算5年以上の滞在(居住)歴のある方(通算5年の計算には(1)(2)(3)(4)(5)の滞在(居住)歴も含まれます)。